

群馬県地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、群馬県地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第5条の規定に基づき、群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 協議会に出席した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- （1）国及び地方公共団体の職員
- （2）公共交通事業者の職員
- （3）前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 規約第6条第2項の規定により、臨時委員が協議会に出席した場合は、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定は、地域部会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」と読み替えるものとする。

（費用弁償）

第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- （1）学識経験者
- （2）その他、会長が特に指定した者

2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県の例に準ずるものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年2月18日から施行する。

別表（第2条）

区分	報酬	
	会長	日額
学識経験者	日額	11,000円
委員	日額	5,500円